

平成27年度
第2回幕別町地域公共交通確保対策協議会議案

【書面会議】

会 議 次 第

1 議 案

- (1) コミュニティバスの運賃について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

議案第1号

コミュニティバスの運賃について

コミュニティバスの乗車運賃を次のとおりとする。

【改正前】

中学生以上「100円」(税抜95円24銭)

小学生「50円」(税抜47円62銭)

乳幼児「無料」

通学のために利用する小中学校の児童生徒「無料」

【改正後】

中学生以上「100円」(税抜92円60銭)

小学生「50円」(税抜46円30銭)

乳幼児「無料」

通学のために利用する小中学校の児童生徒「無料」

(利用者による負担は従来と変更ありません。)

【施行年月日】

平成27年10月1日

(平成28年度の地域公共交通確保維持改善事業は平成27年10月から適用期間となるため)

【説明】

コミュニティバスの乗車運賃につきましては、平成25年7月10日開催の平成25年第2回幕別町地域公共交通確保対策協議会において、消費税等を含めた料金として中学生以上「100円」、小学生「50円」、乳幼児「無料」、通学のために利用する小中学校の児童生徒「無料」として承認いただいているところであります。

平成26年4月1日からの消費税等5%から8%へ引き上げ後も高齢者等の交通弱者や交通不便地域に居住する住民等の利便性を考慮し、コミュニティバスの乗車運賃の料金改正は行わず、中学生以上「100円」、小学生「50円」としておりました。しかしながら、コミュニティバスの運行に係る国庫補助金の算定における運賃収入は、消費税等課税前の運賃を収入として計算する必要があることから、本協議会において消費税課税前の運賃と消費税課税後の運賃を明確にするため料金改正(確認)の議案を提出するものです。

なお、消費税改正後の平成26年4月1日から平成27年9月30日までの消費税等の取り扱いについては、国庫補助金の申請において消費税等が5%であったものとして申請しております。